

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 所得税の振替納税

Q : 私は、平成12年分の所得税の確定申告書と一緒に、振替納税の依頼書を提出しました。12年分の所得税が預金から引き落とされるのはいつでしょうか。

A : 4月18日(水)です。

【解説】

振替納税制度は、電気や水道、電話などの料金の口座振替と同じように、銀行や郵便局などの預貯金口座から振替によって納税するものです。

この制度を利用すれば、納める期限を忘れて延滞税を払うこともなく、現金を持ち歩く心配もありません。しかも納めに行く手間が省けます。

手続きは簡単で、預貯金先の金融機関か税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出するだけです。

振替納税にすると、口座から引き落とされるのが4月中旬になりますから、ふつうなら3月15日までに納付しなければならないところを、1か月先送りできることになるわけです。その間の金利はわずかでも、資金繰りにゆとりができるのはありがたいものです。

ところで、平成12年分所得税の確定申告分については、4月18日(水)が振替日になっています。指定した金融機関の口座に、納税額に見合う預金を準備しておきましょう。

ちなみに、資金不足等により引き落としができなかった場合には、3月16日からの延滞税を納めなければなりませんので、注意してください。

